

令和6年4月4日
長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

全国一斉『遺言・相続』無料相談会&セミナー

第2 開催日時

令和6年2月17日（土）10時00分～16時00分

第3 相談方式及び会場

1 面談相談

(1) 会場（4会場）

- ア 北信会場 長野市生涯学習センター（TO i GO WEST）
- イ 東信会場 上田市勤労者福祉センター
- ウ 中信会場 松本市松南地区公民館（なんなんひろば内）
- エ 南信会場 伊那公民館

(2) 実施形態 完全予約制

- ア 長野県司法書士会ホームページの予約フォームから予約
- イ 長野県司法書士会事務局へ電話で予約

(3) 相談時間 30分以内

2 電話相談 長野県司法書士会館にて3回線（フリーダイヤル）で実施

3 Web相談

(1) ZoomによるWeb方式

(2) 実施形態 完全予約制

長野県司法書士会ホームページの予約フォームから予約

(3) 相談時間 30分以内

第4 開催趣旨

相続登記の申請義務化を目前に控え、遺言・相続に関する市民の皆様の相談ニーズに応えるために、日本司法書士会連合会より、全国の司法書士会、司法書士関連団体と協働し、全国一斉の無料相談会を開催する旨の要請があり、当会もそれに賛同し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部と共催、長野県青年司法書士協議会による協力のもと、無料相談会を開催しました。

また、日司連ホールにて同日開催された「相続登記の申請義務化に向けた司法書士の活用セミナー」を長野会場で同時配信し、及び松本会場にて「相続、遺言の基本と成年後見制度について」のセミナーも併せて開催しました。

第5 相談件数

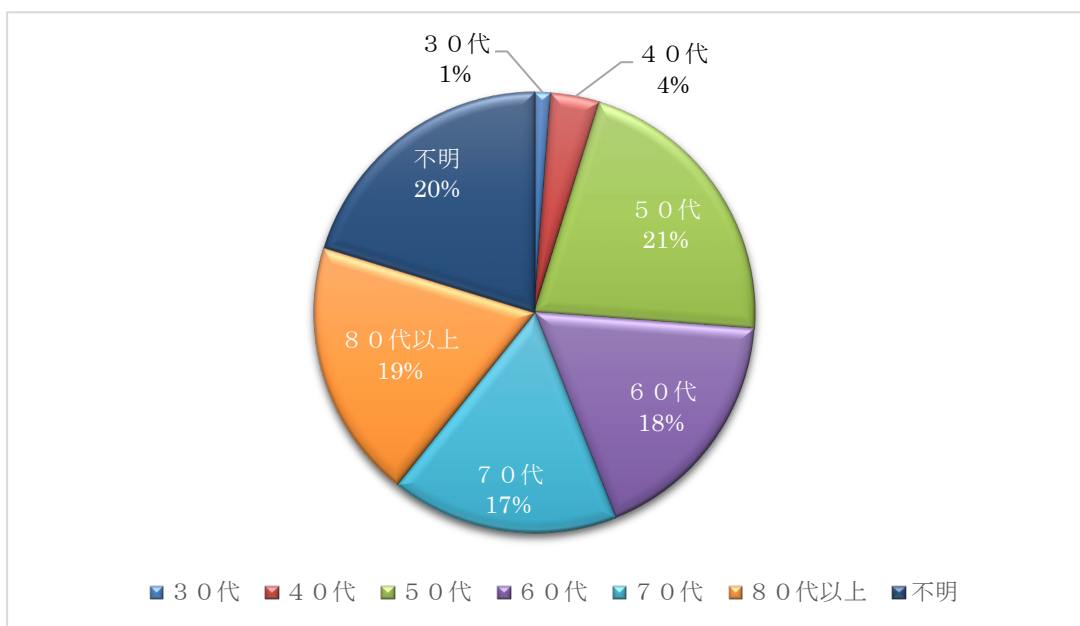
合計 84件

内訳

- 1 面談相談 52件
長野会場17件 上田会場10件 松本会場20件 伊那会場5件
- 2 電話相談 30件
- 3 Web相談 2件

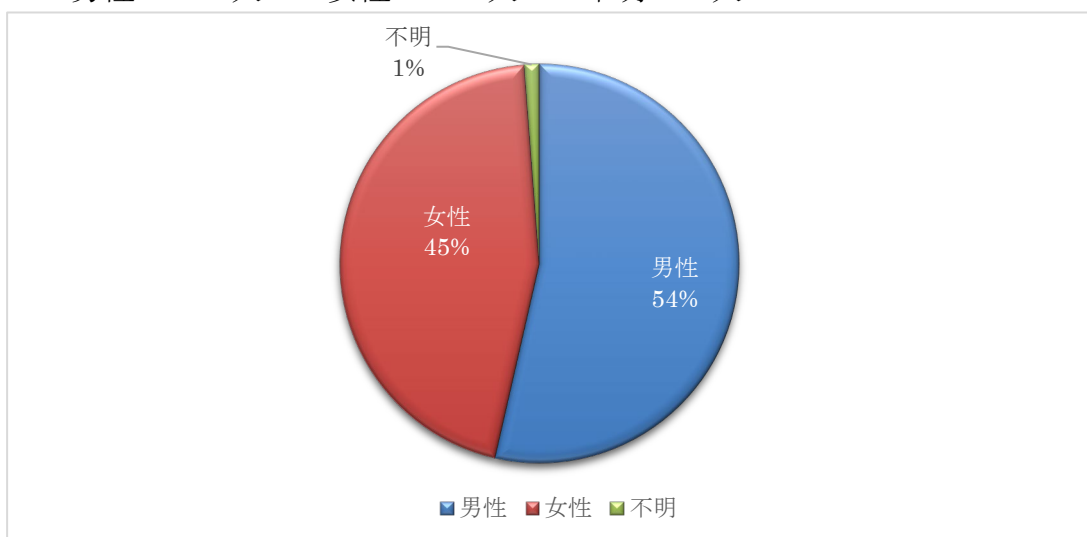
(1) 年代

30代	1人	40代	3人	50代	18人		
60代	15人	70代	14人	80代以上	16人	不明	17人



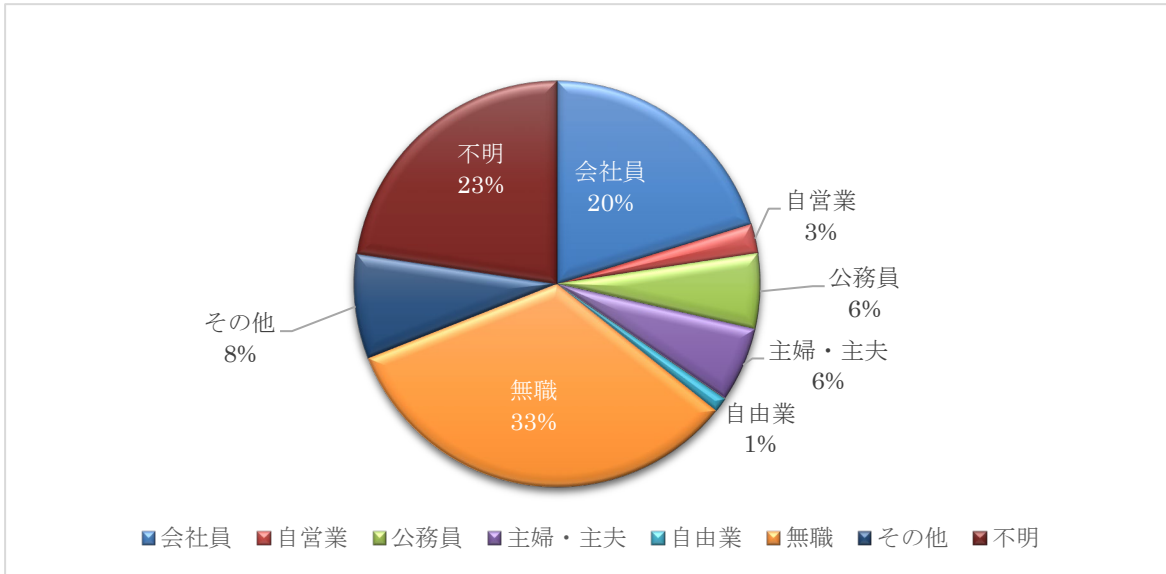
(2) 性別

男性	45人	女性	38人	不明	1人
----	-----	----	-----	----	----



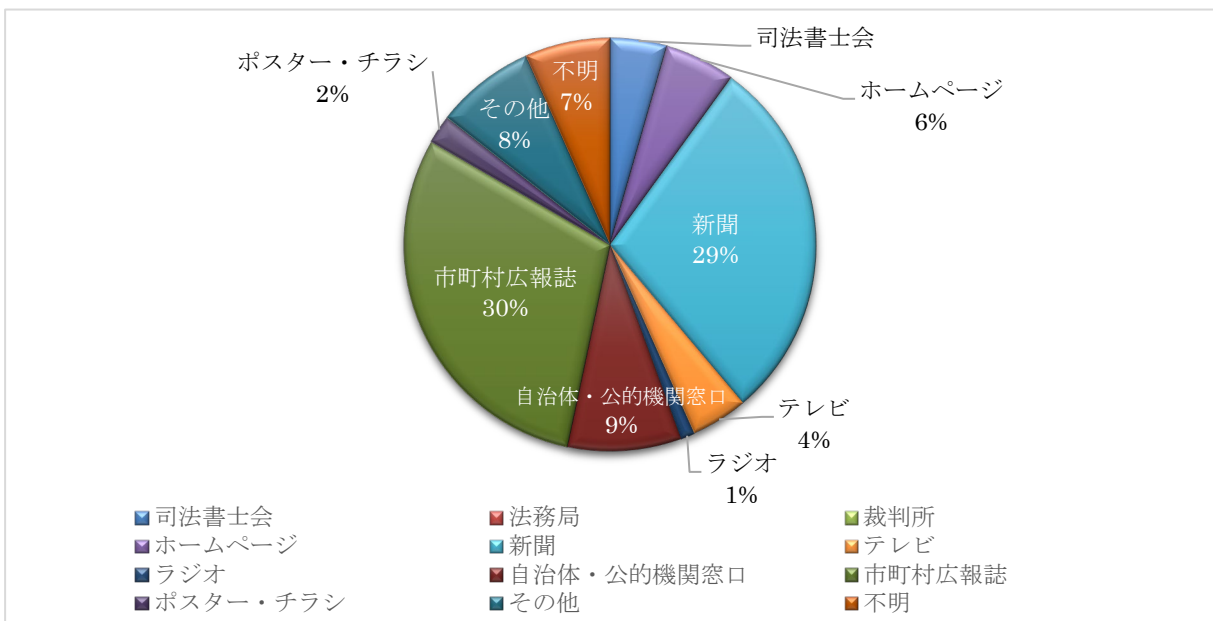
(3) 職業

会社員	17人	自営業	2人	公務員	5人
主婦・主夫	5人	自由業	1人	無職	28人
その他	7人	不明	19人		



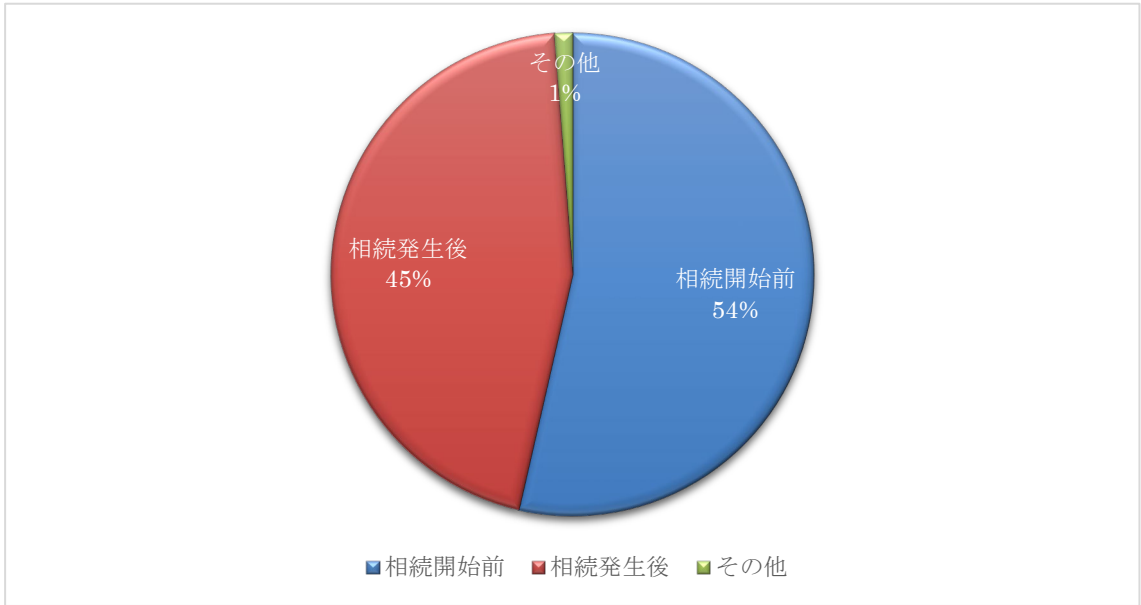
(4) 相談会認知経路

司法書士会	4人	ホームページ	5人	新聞	26人
テレビ	4人	ラジオ	1人		
自治体・					
公的機関等窓口	8人	市町村広報誌	21人		
ポスター・チラシ	2人	その他	7人	不明	6人



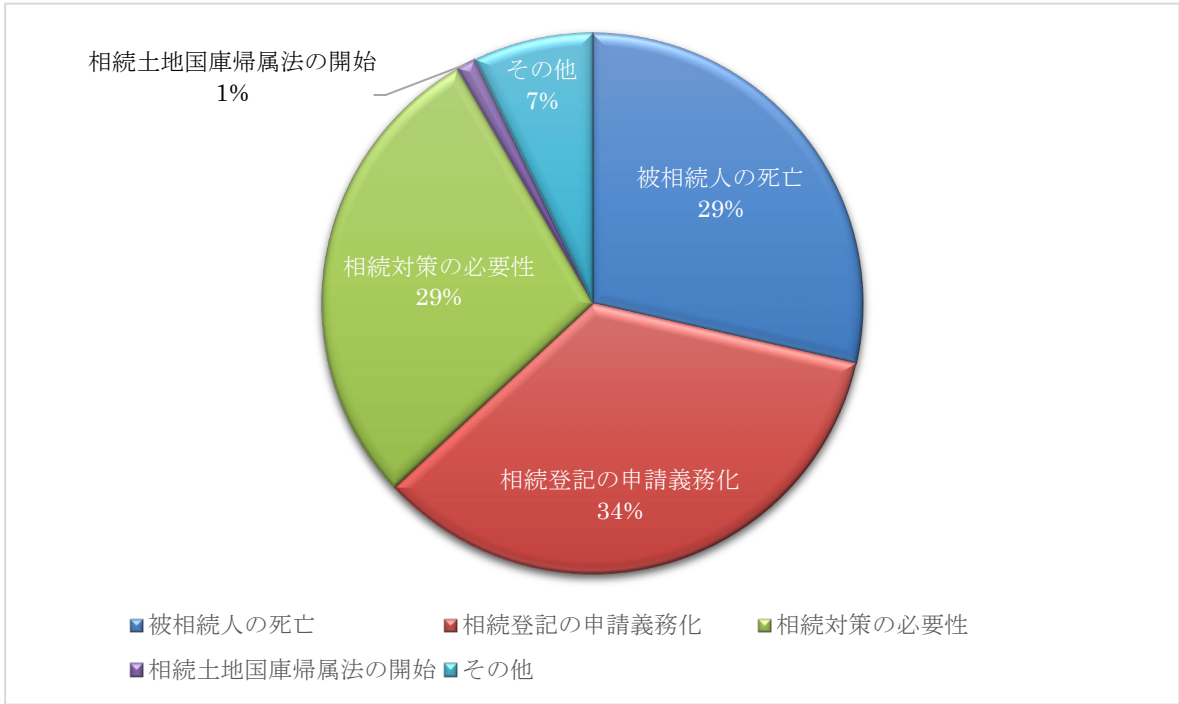
(5) 相談時期

相続開始前 31件 相続開始後 52件 その他 1件



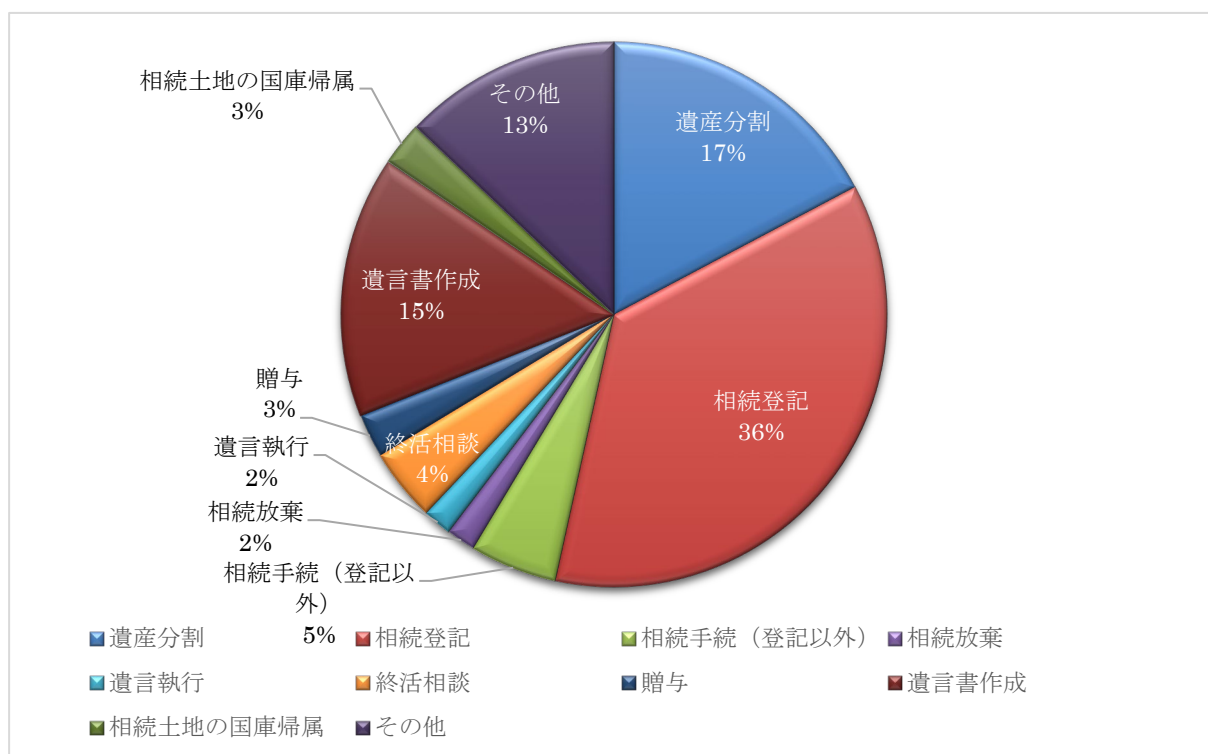
(6) 相談のきっかけ

被相続人の死亡	24件	相続登記の申請義務化	29件
相続対策の必要性	24件	相続土地国庫帰属制度の開始	1件
その他	6件		



(7) 相談分類

遺産分割	20件	相続登記	42件	相続手続（登記以外）	6件
相続放棄	2件	遺言執行	2件	終活相談	5件
贈与	3件	遺言作成	18件	相続土地の国庫帰属	3件
その他	15件				



第6 相談内容のうち主なもの

- (1) 登記申請書の書き方を知りたい。
- (2) 遺産分割協議書の作成方法を知りたい。
- (3) 相続登記申請に必要な書類を知りたい。
- (4) 相続手続きが未了だが、相続登記申請義務化にあたり、何かからすればよいか。
- (5) 相続人の一人が手続きに協力してくれない。
- (6) 公正証書遺言、自筆証書遺言の違いや遺言書保管制度について知りたい。
- (7) 認知症や統合失調症の相続人がいる。相続手続きにあたりどうすればよいか。

第7 実施した感想・コメント・今後の対応

全国の司法書士会や関連団体において一斉に無料相談会を開催するのは、一昨年の司法書士制度制定150周年記念事業としての相談会に続き今回で2回目となりました。いよいよ相続登記の申請義務化が本年4月1日からスタートするにあたり、市民の皆様の不安や心配も日々大きくなり、司法書士への相談ニーズも高まっているであろうということから、本年はこの時期の開催となった次第です。他の相談会や日々の司法書士業務でも、すでに相続に関する相談はこれまでとは比較にならないほど多く寄せられており、この相続登記申請義務化の影響の大きさを実感

しているところです。前回の全国一斉相談会と結果を比較しても、相談件数は大幅に増加しており、それ自体は予想通りでしたが、今回は、遺言の作成等、相続発生前の相談も多数寄せられました。これは、相続登記の申請義務化によって、その発生前後を問わず、「相続」という問題に対し市民の皆様の意識が高まっていることの現れかと思えます。また、同時開催したセミナーにも長野会場では4組5名、松本会場では16組20名にご参加いただき盛況となりました。

私たち司法書士は、相続発生前後を問わず相続問題に対応する事ができます。今後も、長野県司法書士会は、皆様の道しるべとなれるよう、同様の相談会を開催していきたいと考えています。

第8 当日の様子

